

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案
に対する修正案

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「平成三十年四月一日」を「公布の日」に改める。